

障 害 者 採 用 計 画 通 報 書

機関名 男鹿みなと市民病院

A 計画の始期及び終期		① 始 期		令和 7 年 1 月 1 日		② 終 期		令和 7 年 12 月 31 日	
B 計画の基礎並びに会計年度末及び計画の終期の状況									
区分	計画の基礎 R6 年 6 月 1 日 現在	(イ) 計画の始期～ (令和6) 年度末		(ロ) (令和7) 年度当初～計画の終期		合 計			
		採用予定数	年度末において見込まれる 職員の状況	採用予定数	計画終期において見込まれる 職員の状況	計画期間における採用予定数の合計			
③ 職員の総数	185.5 人	7 人	192.5 人	0 人	192.5 人	7 人			
④ 除外職員を除く職 員の数	185.5 人	a 7 人	192.5 人	b 0 人	192.5 人	a + b 7 人			
⑤ 除外率	40 %		40 %		40 %				
⑥ 法定雇用障害者数 の算定の基礎となる 職員の数	111.5 人		115.5 人		115.5 人				
⑦ 身体障害者、知的 障害者及び精神障害 者である職員の数	2 人	c 1 人	3 人	d 0 人	3 人	c + d 1 人			
⑧ 実雇用率 (⑦／⑥×100)	1.79 %		2.6 %		2.6 %				
⑨ 身体障害者、知的 障害者及び精神障害 者である職員の不足 数 (⑥×法定雇用率-⑦)	1 人		0 人		0 人				
C 採用を予定する職員の数									
⑩ 組 織 の 区 分	(イ) (令和6) 年度		(ロ) (令和7) 年度		合 計				
	⑪ 除外職員を除く職員 の数	⑫ 身体障害者、知的障 害者及び精神障害者で ある職員の数	⑪ 除外職員を除く職員 の数	⑫ 身体障害者、知的障 害者及び精神障害者で ある職員の数	⑪ 除外職員を除く職員 の数	⑫ 身体障害者、知的障 害者及び精神障害者で ある職員の数			
男鹿みなと市民病院	7 人	1 人	0 人	0 人	7 人	1 人			
	人	人	人	人	人	人			
	人	人	人	人	人	人			
計	a 7 人	c 1 人	b 0 人	d 0 人	a + b 7 人	c + d 1 人			
D 備考									
障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第6条の規定により、上記のとおり通報する。 令和 6 年 11 月 25 日 厚生労働大臣 殿 都道府県労働局長 任命権者の官職及び氏名 男鹿市長 菅原 広二									
記入担当者		所属部課名		男鹿みなと市民病院事務局		氏 名		副事務局長 山本 忠明	

様式第 1 号（裏面）

〔注意〕

- 1 B 欄及び C 欄の (イ) には計画の始期から当該計画の始期が属する年度の末日までの状況について、(ロ) には (イ) に記載した年度の次年度当初から計画の終期までの状況について記載すること。あわせて、(イ) 及び (ロ) 欄の () 内には、それぞれ該当する年度を記入すること。
- 2 ③ 欄には、当該機関に常時勤務する職員の全数を記載すること。ただし、短時間勤務職員については、1 人につき職員 0.5 人とみなして算定すること。
- 2－2 ③ 欄、④ 欄、⑥ 欄及び ⑪ 欄には、障害者の雇用の促進等に関する法律第 69 条に規定する特定短時間勤務職員が除かれるものであること。
- 3 ④ 欄には、③ 欄の数から障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（以下「令」という。）別表第 1 に掲げる職員の数を控除した数を記載すること。ただし、短時間勤務職員については、1 人につき職員 0.5 人とみなして算定すること。
- 4 「計画の基礎」の⑤ 欄には、直近に提出した「障害者任免状況通報書」表面の「⑧適用される除外率」欄に記載した数値をそのまま記載すること。(イ) 及び (ロ) の⑤ 欄にも同じ数を記載すること。
- 5 ⑥ 欄には、④ 欄の数に⑤ 欄の除外率を乗じて得た数（その数に 1 人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）を④ 欄の数から控除した数を記載すること。
- 6 「計画の基礎」の⑦ 欄に記載する障害者の数は、重度身体障害者又は重度知的障害者である職員（短時間勤務職員を除く。以下この 6 において同じ。）については、それぞれ 1 人につき身体障害者又は知的障害者である職員 2 人とみなし、重度身体障害者若しくは重度知的障害者である短時間勤務職員（特定短時間勤務職員を除く。以下この 6 において同じ。）、重度身体障害者以外の身体障害者若しくは重度知的障害者以外の知的障害者である職員、精神障害者である職員又は精神障害者である短時間勤務職員については、それぞれ 1 人につき身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員 1 人とみなし、重度身体障害者以外の身体障害者若しくは重度知的障害者以外の知的障害者である短時間勤務職員又は重度身体障害者、重度知的障害者若しくは精神障害者である特定短時間勤務職員については、それぞれ 1 人につき身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員 0.5 人とみなして算定すること。
- 7 「計画の基礎」の③ 欄には、直近に提出した「障害者任免状況通報書」表面の① c 欄の数が、④ 欄には当該通報書の① c 欄の数から② f 欄の数を減じた数が、⑤ 欄には当該通報書の「⑧適用される除外率」欄の数が、⑥ 欄には当該通報書の「⑨法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数」欄の数が、⑦ 欄には当該通報書の「⑩障害者計」欄の数が、それぞれ記載されることとなること。
- 8 ⑦ 欄には、小数点以下第 1 位まで記載すること。
- 9 ⑧ 欄には、小数点以下第 3 位を四捨五入した数を記載すること。
- 10 ⑨ 欄には、⑥ 欄の数に法定雇用率を乗じて得た数（その数に 1 人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）から、⑦ 欄の数を控除した数を記載すること（小数点以下第 1 位まで記載すること。）。ただし、その数が 0 を下回る場合は、0 を記載すること。
- 11 ⑩ 欄には、令第 3 条第 3 項に規定する任命権者にあつては厚生労働大臣と協議して決定した組織の区分を記載し、その他の任命権者にあつては組織の区分をしないこと。
- 12 ⑪ 欄には、欠員補充又は増員のために採用を予定する職員の数を記載すること。この場合において、欠員補充については、過去の実績に基づいて算定し、増減員については、それぞれの組織において確実に増減員が見込まれるもののみを算定すること。
- 13 ⑪ 欄及び ⑫ 欄については、令第 3 条第 3 項に規定する任命権者は、⑥ 欄において増減を見込んだ場合であつて、この増減分が組織ごとに確定することのできないときは、組織ごとに区分せず、合計欄においてその分を加減して記載すること。
- 14 B 欄の「採用予定数」の④ 欄と C 欄の⑪ 欄の計、B 欄の「採用予定数」の⑦ 欄と C 欄の⑫ 欄の計はそれぞれ一致するものであること。
- 15 その他特記事項がある場合は D 欄に記載すること。